

令和7年度 中学校教育課程研究協議会
実 施 要 項

岐阜教育事務所

1 目的

- ・中学校学習指導要領の趣旨や内容を踏まえた具体的な指導の在り方について理解を深め、教育課程の実施に生かす。

2 主催

- ・岐阜教育事務所、羽島市教育委員会、各務原市教育委員会、山県市教育委員会、瑞穂市教育委員会、本巣市教育委員会、羽島郡二町教育委員会、本巣郡北方町教育委員会

3 受講者

- ・岐阜教育事務所管内の中学校及び義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭及び常勤講師の3分の1程度とする。ただし、初任者研修対象者は除く。3年間（令和6年度～令和8年度）で全教員が受講するように計画的に実施する。
- ・教頭初年度、校長初年度の者は、管理職部会への参加を悉皆とする。

4 開設する部会（14部会）

- ・国語科、社会科、数学科、理科、音楽科、美術科、保健体育科、技術・家庭科、外国語科、特別支援教育、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動、管理職

5 内容

- ・全体主題に基づいて、部会ごとに実践協議を行う。

<全体主題> 指導と評価の一体化を核とした授業改善・学習改善の在り方 ～毎日の授業に小さな手直しを～

6 開催方法

- ・集合型 半日（3時間）開催とする。

7 開催日

- ・令和7年7月25日（金）午後1時30分～4時30分

8 会場

- ・本巣市立真正中学校

9 受講に向けて（管理職部会を除く）

（1）事前準備について

- ・事前にオンデマンドで「求めていきたい授業像」を視聴したうえで、「指導と評価の一体化を核とした授業改善・学習改善の在り方 ～毎日の授業に小さな手直しを～」(教師主導の一斉授業だけの授業形態からの脱却)の具現につながる実践資料A4 1枚を準備する。※昨年度までの実践も可。
- ・管理職部会においては、学校経営に係る管理能力の向上、喫緊の課題解決等のために、討議・交流を行う。実践資料は不要。
- ・オンデマンドの視聴については、岐阜教育事務所のホームページを確認する。(4月25日アップロード済)
- ・実践資料の部数等は、7月上旬に送付する「事務連絡」を参照する。

(2) 受講に必要な資料について

- ①当該教科等の「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説」
 - ②特別支援教育部会の受講者は、「特別支援学校学習指導要領 解説 各教科等編（小学部・中学部）平成30年3月」及び「特別支援学校学習指導要領（平成29年告示）解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）平成30年3月」
 - ③当該教科等の「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（国立教育政策研究所教育課程研究センター 令和2年3月）
 - ④令和5年度・令和6年度「『指導と評価の一体化』を実現 ～リーディング・スクールの実践から～」（「指導と評価の一体化」による学習評価の充実・推進事業 実践報告 岐阜県教育委員会）
- ※①～④の資料については、紙媒体、データのもどちらでもよい。なお、①②の資料は文部科学省HP、③の資料は国立教育政策研究所教育課程研究センターHP、④の資料は「ぎふっこ学び応援サイト」（岐阜県公式HP・教員用ページ）からダウンロードすることができる。
- ⑤教育事務所が作成した資料（各自ダウンロード）等

10 日程（午後）

	1:30	1:45	4:20	4:30
オンデマンド	全体会	協議		振り返り

※部会ごとに適宜休憩

11 その他

- ・音楽科、美術科、技術・家庭科については、令和7年度は岐阜地区で開催、令和8年度は西濃地区で開催することとする。
- ・特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動については、3年間（令和6年度～令和8年度）で各学校1名が計画的に受講することとし、その計画書も提出すること。（小規模校において、学校間で連携を取り、補完ができるようであれば、その限りではない。）